

高知工業高等専門学校公印規程

制 定 昭和48年 6月 1日  
一部改正 令和 4年 3月17日

(趣旨)

**第1条** この規程は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公印の管理に  
関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構公印規則（以下「規則」という。）によるも  
ののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の種類、寸法、公印管理者及び公印管守者等)

**第2条** 規則第5条の規定に基づく本校の公印の種類及び寸法は、別表第1のとおりとする。

2 規則第6条の規定に基づく本校の公印の種類及び寸法は、別表第2のとおりとする。

3 規則第7条第1項及び第5項の規定に基づく本校の公印管理者及び公印管守者は、別表第  
3のとおりとする。

(公印の事故)

**第3条** 公印を紛失し、又は不正に使用されたこと等の事故が生じたときは、速やかに適切な  
措置を講じなければならない。

**附 則**

この規則は、平成17年1月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

分類 番号	種 類	寸 法	備 考
1-1	高知工業高等専門学校の印	30ミリメートル平方	
1-2	高知工業高等専門学校長の印	30ミリメートル平方	
1-3	高知工業高等専門学校事務部長の印	23ミリメートル平方	
1-4	高知工業高等専門学校総務課長の印	20ミリメートル平方	
1-5	高知工業高等専門学校学生課長の印	20ミリメートル平方	
1-6	高知工業高等専門学校教務主事の印	23ミリメートル平方	
1-7	高知工業高等専門学校学生主事の印	23ミリメートル平方	
1-8	高知工業高等専門学校寮務主事の印	23ミリメートル平方	

別表第2（第2条第2項関係）

分類 番号	種 類	寸 法	備 考
2-1	高知工業高等専門学校の印	60ミリメートル平方	証書用
2-2	高知工業高等専門学校長の印	15ミリメートル平方	諸証明用
2-3	高知工業高等専門学校総務課の印	28ミリメートル平方	
2-4	高知工業高等専門学校長・学生課証明用の印	21ミリメートル平方	証明用
2-5	高知工業高等専門学校学生課の印	28ミリメートル平方	
2-6	高知工業高等専門学校長の印	7ミリメートル平方	職員証用
2-7	高知工業高等専門学校長の印	9ミリメートル平方	学生証用

別表第3（第2条第3項関係）

分類 番号	種 類	公 印 管理者	公 印 管守者	備 考
1-1	高知工業高等専門学校の印	総務課長	総務係長	
1-2	高知工業高等専門学校長の印	〃	〃	
1-3	高知工業高等専門学校事務部長の印	〃	〃	
1-4	高知工業高等専門学校総務課長の印	〃	〃	
1-5	高知工業高等専門学校学生課長の印	学生課長	総務・入試係長	
1-6	高知工業高等専門学校教務主事の印	〃	〃	
1-7	高知工業高等専門学校学生主事の印	〃	〃	
1-8	高知工業高等専門学校寮務主事の印	〃	寮務係長	
2-1	高知工業高等専門学校の印	総務課長	総務係長	証書用
2-2	高知工業高等専門学校長の印	〃	〃	諸証明用
2-3	高知工業高等専門学校総務課の印	〃	〃	
2-4	高知工業高等専門学校長・学生課証明用の印	学生課長	総務・入試係長	証明用
2-5	高知工業高等専門学校学生課の印	〃	〃	
2-6	高知工業高等専門学校長の印	総務課長	人事・労務係長	職員証用
2-7	高知工業高等専門学校長の印	学生課長	総務・入試係長	学生証用